第二十四条～第二十六条　［略］

第六款　製造産業局

第二款　省エネルギー・新エネルギー部

［削る］

第二百五十五条の四　［略］

第三款　資源・燃料部

第二百五十五条の五　［略］

（海洋資源開発企画官及び液化天然ガス企画官）

第二百五十五条の六　資源開発課に、海洋資源開発企画官一人及び液化天然ガス企画官一人を置く。

2　海洋資源開発企画官は、命を受けて、資源開発課の所掌事務のうち海洋資源の開発に関する事務に参画する。

3　液化天然ガス企画官は、命を受けて、資源開発課の所掌事務のうち液化天然ガスの輸出、輸入及び生産に関する事務に参画する。

（燃料流通政策室）

第二百五十五条の七　燃料供給基盤整備課に、燃料流通政策室を置く。

2　企画官は、命を受けて、研究開発課の所掌事務のうち国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般に関する重要事項その他重要事項の企画及び立案に参画する。

第二十五条～第二十六条の二　［略］

第六款　製造産業局

第二款　省エネルギー・新エネルギー部

（国際室）

第二百五十五条の四　政策課に、国際室を置く。

2　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　省エネルギー・新エネルギー部の所掌事務に関する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

二　省エネルギー・新エネルギー部の所掌事務に関する国際関係事務に関する政策の調整に関すること。

3　国際室に、室長を置く。

第二百五十五条の五　［略］

第三款　資源・燃料部

第二百五十五条の六　［略］

（海洋資源開発企画官及び液化天然ガス企画官）

第二百五十五条の七　石油・天然ガス課に、海洋資源開発企画官一人及び液化天然ガス企画官一人を置く。

2　海洋資源開発企画官は、命を受けて、石油・天然ガス課の所掌事務のうち海洋資源の開発に関する事務に参画する。

3　液化天然ガス企画官は、命を受けて、石油・天然ガス課の所掌事務のうち液化天然ガスの安定的かつ効率的な供給の確保に関する事務に参画する。

［新設］

2　燃料流通政策室は、燃料供給基盤整備課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　石油及び可燃性天然ガス並びに石油製品及び可燃性天然ガス製品の流通に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること。

三　石油製品に類するものの流通に関すること。

四　液化石油ガスの輸出及び輸入に関すること。

五　液化石油ガスの備蓄に関すること。

六　液化石油ガスの需給の調整及び取引の適正化に関すること。

七　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）の施行に関すること（石油製品の生産及び輸入に関することを除く。）。

3　燃料流通政策室に、室長を置く。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和五年七月四日から施行する。

○経済産業省令第三十四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

経済産業大臣　西村　康稔

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（営業秘密に関する申出） **第四十四条の二**　裁定に係る書類において営業秘密が記載された旨を経済産業大臣又は特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十の二によりしなければならない。	［新設］